

給与 R4 年末調整対応版(Ver.18.10)のリリースの予定

給与 R4 システム 年末調整対応版 (Ver.18.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. リリース時期
3. システムの対応内容

1. 発行プログラムと対象バージョン

次のプログラムの発行を予定してします。

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン
給与・法定調書 R4	Ver.18.10	Ver.17.10 以降	Ver.17.10 以降
給与・法定調書顧問 R4			
給与応援 R4 Premium			
Weplat 給与応援 R4 Premium			
給与応援 R4 Lite			
Weplat 給与応援 R4 Lite			
法定調書顧問 R4			

※Ver.18.10 はライセンスが変更になります。Ver.18.1 用のライセンス取得が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite と Weplat 給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

2. リリース時期および注意点

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開 (予定)

2018年11月9日 (金)

2-2. マイページのダウンロード公開 (予定)

2018年11月9日 (金)

2-3. CDオプション契約ご加入のおお客様のCD送付開始日 (送品開始日予定)

2018年11月20日 (火)

2-4.電子申告プログラムについて（給与応援R4 Lite除く）

給与システム Ver.18.10 用の電子申告更新プログラムについては以下の通り 2 回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

■2018 年 11 月公開分

Ver.18.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで平成 30 年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開（予定）：2018 年 11 月 9 日（金）

※本体プログラムと同日公開の予定です。

システム名	発行プログラム	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	e1	Ver.18.10
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		

■2019 年 1 月公開（予定）分

Ver.18.10 で平成 30 年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。対応概要については、別途、電子申告のシステムインフォメーションにてご案内いたします。

ダウンロード公開（予定）：2019 年 1 月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	e2	Ver.18.10 Ver.18.10.e1
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		
法定調書顧問 R4	e1	Ver.18.10

■注意点

法定調書顧問 R4 平成 29 年版で電子申告を行われているお客様が、Ver.18.10 にバージョンアップし、データ変換を行うと、電子申告更新プログラムを適用するまでの期間は電子申告ができなくなります。

法定調書顧問 R4 については Ver.18.10 へのバージョンアップおよびデータ変換のタイミングについてご注意ください。

2-5.コンバートプログラムについて

Ver.18.10 へのコンバートに対応した R4 コンバーターの提供はありません。

旧製品からコンバートを行う場合は、 サポート → [お役立ち動画] → 「旧製品からのデータ移行手順」をご参照ください。

<http://r4support.epson.jp/r4support/R4Contents.nsf/Kanimation0201/C81F5495CEE90EDD492581F50039D93C>

2-6.ライセンス認証について

Ver.18.10はライセンスが変更になります。

バージョンアップ時のVer.18.1用のライセンス認証については前回のライセンス取得方法によって次のようになります。

前回のライセンス認証	Ver.18.1用ライセンス取得
オンライン認証	インターネットに接続している場合は、オンライン認証によるVer.18.1用のライセンス取得をします。 ライセンスの種類が「年間ライセンス」の場合は、「オンライン認証」のみ選択可能な画面になります。
オフライン認証	インターネットに接続していない場合は、オフライン認証によりVer.18.1用のライセンス取得をします。 ただし、以下の場合は手続きが異なります。 ①保守加入・CD オプション契約有（スタンドアローン版） ライセンス認証2回目は「ライセンスCD」を送付しますので、これによりライセンス認証を行ってください。 ライセンス認証3回目からはライセンス取得画面は表示されません。Ver.18.1用のライセンス取得は不要です。 ②保守加入・CD オプション契約有（ネットワーク版） 「ライセンスCD」を送付しますので、これによりライセンス認証を行ってください。 ③Weplat Lite（CD版） 年間ライセンスの利用期間中は、 <u>ライセンス取得画面は表示されません。Ver.18.1用のライセンス取得は不要です。</u>
代理認証	インターネットに接続していないが、インターネットに接続している別のコンピュータがある場合は、代理認証によりVer.18.1用のライセンス取得をします。

※Weplat/Weplat Lite（ダウンロード版）は、「オンライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat Lite（CD版）は「オフライン認証」によるライセンス取得のみ可能です。

※Weplat（ダウンロード版）・Weplat Lite（CD版）以外の製品は、「オンライン認証」「オフライン認証」「代理認証」いずれのライセンス取得も可能です。

2-7.バージョンアップ前の注意点（給与応援 R4 Lite/法定調書顧問 R4除く）

[入退社] タブの [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄内) (105)] [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄外) (110)] を [(健・厚) 所在地等変更届] に統一します。

基本メニューに [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄内) (105)] [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄外) (110)] を追加している場合は、Ver.18.10バージョンアップ前に [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄内) (105)] [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄外) (110)] の削除をしてください。

基本メニューに [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄内) (105)] [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄外) (110)] の登録があるまま、Ver.18.10バージョンアップを行うと、[基本メニュー] 起動時にエラーが発生します。

3. システムの対応内容

3-1. 税制改正の概要

■配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1)配偶者控除

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされ、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については配偶者控除の適用はできないこととされています。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2)配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（改正前：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
123 万超	0 円	0 円	0 円

■給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成 29 年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成 30 年からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

これに伴い、平成 29 年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）については、平成 30 年分は「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式とされました。

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

■源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成 29 年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分の源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

■給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更

平成 29 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」や「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていましたが、平成 30 年分の各様式については、「源泉控除対象配偶者」を記載することとされました。

3.2. 税制改正によるシステムの対応内容

■年末調整計算

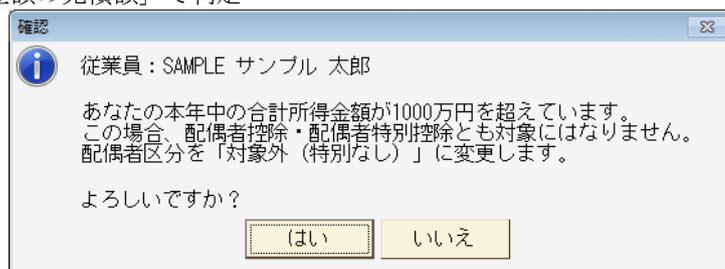
平成 30 年分の年末調整計算に対応します。

- ・ Ver.17 で既に [年末調整計算] を実行済みであっても、Ver.18.10 にデータ変換後は必ず、[年末調整] → [年末調整計算] を行ってください。[年末調整計算] を実行すると、源泉徴収簿／従業員の選択画面で「年調計算」欄に「済」マークがつきます。
- ・ 平成 31 年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年の途中での年末調整には対応されません。あらかじめご了承ください。

また、年末調整計算時、計算結果によって配偶者区分を変更する必要がある場合は、次のメッセージを表示し、配偶者区分を自動変更するよう対応します。

障害者区分	配偶者区分	所得
設定なし	源泉控除対象 または 源泉控除対象外	従業員（給与所得者）の合計所得金額(*)が 1,000 万円を超える場合

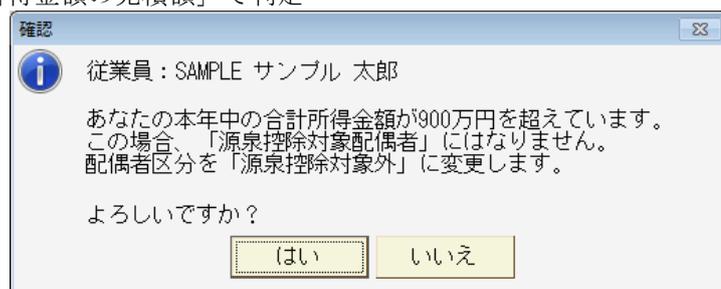
* 「配偶者控除等申告書」画面の「あなたの合計所得金額 (1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定



メッセージに「はい」を答えると、配偶者区分を「対象外（特別なし）」に変更します。ただし、配偶者区分が既に上書（緑色）項目のときは変更できません。直接、配偶者区分を変更してください。

障害者区分	配偶者区分	所得
設定なし	源泉控除対象	従業員（給与所得者）の合計所得金額(*)が 900 万円超～1000 万円以下の場合
障害者 または 特別障害者	源泉控除対象	従業員（給与所得者）の合計所得金額(*)が 1,000 万円を超える場合

* 「配偶者控除等申告書」画面の「あなたの合計所得金額 (1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定



メッセージに「はい」を答えると、配偶者区分を「源泉控除対象外」に変更します。ただし、配偶者区分が既に上書（緑色）項目のときは変更できません。直接、配偶者区分を変更してください。

■扶養・保険料等控除申告書

(1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

「源泉控除対象配偶者」欄の印刷条件を以下の通りに変更します。

配偶者区分	年調計算	所得	印刷の有無
源泉控除対象	空白	配偶者の合計所得が 85 万円以下	印刷する
		配偶者の合計所得が 85 万円超	印刷しない
	済・済(変)	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	印刷する
		上記以外	印刷しない
源泉控除対象外 対象外(特別なし) 空白	—	—	印刷しない

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

(2) 給与所得者の保険料控除申告書

Ver.17.30 で印刷できなかった金額欄等の印刷に対応します。（「年末調整／一覧入力」画面で保険料等、控除額等欄を上書入力したことにより、「保険料控除申告書の設定」画面の集計結果と一致しない場合は、合計額や控除額欄に「[上書入力]」の文字が印刷されます。）

(3) 給与所得者の配偶者控除等申告書

- ・ Ver.17.30 で印刷できなかった金額欄等の印刷に対応します。
- ・ 「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」と「配偶者控除等申告書の設定」画面の「配偶者の合計所得金額 (1)～(7)の合計額」が一致しない場合は、「配偶者の合計所得金額 (1)～(7)の合計額」に「[金額不一致]」の文字を印刷し、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」の金額を印刷します。
- ・ [年末調整] タブ→ [扶養控除等異動申告書] から配偶者控除等申告書を印刷した場合でも、「あなたの合計所得金額（見積額）」欄が印字されるよう対応します。

■年末調整／一覧入力

(1) [保険料等申告書] ボタンを [保険料控除申告書] [配偶者控除等申告書] ボタンに変更し、保険料控除申告書、配偶者控除等申告書それぞれ別に入力できるよう対応します。

同居特別障害者	0	0
保険料控除申告書	保険料控除申告書	保険料控除申告書
配偶者控除等申告書	配偶者控除等申告書	配偶者控除等申告書
新生命保険料	0	0
旧生命保険料	0	0

(2) 「保険料控除申告書の設定」画面

- ・ 「給与所得者の配偶者特別控除申告書」の項目を削除します。
- ・ 「小規模企業共済等掛金控除」の「個人型又は企業型年金加入者掛金」を「確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金」「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」に分割します。バージョンアップ前に「個人型又は企業型年金加入者掛金」に入力済みの金額は「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」に移行されます。必要に応じて変更してください。

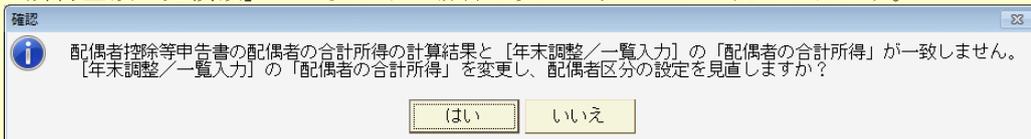
(3) 「配偶者控除等申告書の設定」画面（新設）

- 次のような入力画面に対応する予定です。

あなたの氏名				配偶者の氏名			
木村 敏明				木村 歌子			
所得の種類	収入金額等 (a)	必要経費等 (b)	所得金額 (a-b)	所得の種類	収入金額等 (a)	必要経費等 (b)	所得金額 (a-b)
給与所得 (年調整後表示) (1)	0		0	給与所得 (1)	0		0
事業所得 (2)	0	0	0	事業所得 (2)	0	0	0
雑所得 (3)	0	0	0	雑所得 (3)	0	0	0
配当所得 (4)	0	0	0	配当所得 (4)	0	0	0
不動産所得 (5)	0	0	0	不動産所得 (5)	0	0	0
退職所得 (6)	0	0	0	退職所得 (6)	0	0	0
(1)~(6)以外の所得 (7)	0	0	0	(1)~(6)以外の所得 (7)	0	0	0
(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額			0	(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額			0
区分 I	A			区分 II	㊷		
				配偶者控除の額	380,000		
				配偶者特別控除の額	0		

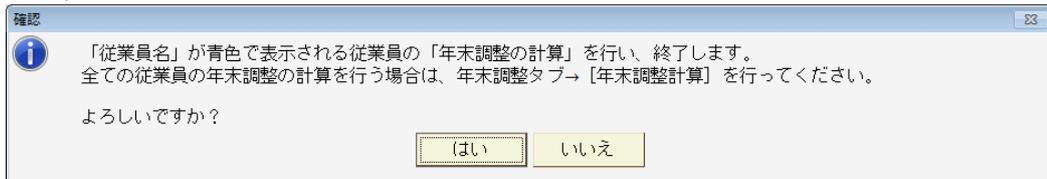
- 「あなたの合計所得金額」の「給与所得」は年末調整計算の結果を自動表示します。
- 「配偶者の合計所得金額」の「給与所得」の「所得金額 (a-b)」は「収入金額等(a)」の金額により自動計算します。
- 「事業所得」～「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」の「所得金額 (a-b)」を自動計算（上書入力可）します。
- 「事業所得」「不動産所得」「(1)~(6)以外の所得」の「所得金額 (a-b)」はマイナス金額の入力を可能とします。
- 「退職所得」の「所得金額 (a-b)」は $(収入金額 - 必要経費) \times 1/2$ を表示します。
- 「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」によって、[区分 I] [区分 II] [配偶者控除の額] [配偶者特別控除の額] を設定します。

- バージョンアップ前に「一時、長期譲渡所得」「それ以外の所得」の「収入金額等」「必要経費等」に入力されていた金額については合算して、「配偶者の合計所得金額」の「(1)~(6)以外の所得」の「収入金額等(a)」「必要経費等(b)」に移行されます。「所得金額 (a-b)」は「収入金額－必要経費」で計算されます。必要に応じて上書で金額を変更してください。
- 「配偶者控除等申告書の設定」画面 [確定] 時、「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」と「配偶者の合計所得金額」の「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」が一致しない場合は次のメッセージが表示されます。



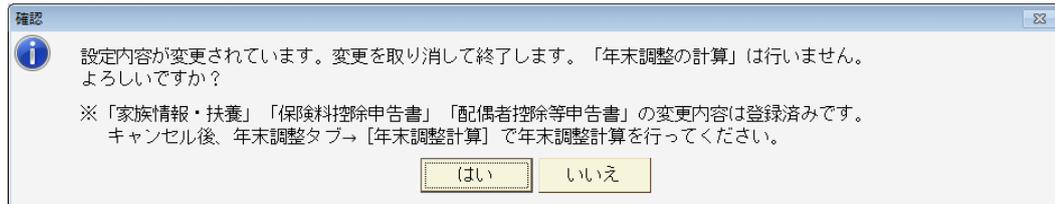
[年末調整計算] では「配偶者の合計所得金額」の「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」ではなく、年末調整／一覧入力画面の「配偶者の合計所得」で「配偶者控除の額」「配偶者特別控除の額」を計算します。「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」が確定したら、「はい」をクリックして「配偶者の合計所得金額」と一致しておくようにしてください。

- (4) 「年末調整／一覧入力」画面を [確定] する際、表示されるメッセージを次のように変更します。



また、計算結果によって配偶者区分を変更する必要がある場合は、[年末調整計算]で追加されたメッセージが表示されるよう対応します。(従業員コード・従業員氏名の文字色が青色の従業員が年末調整計算対象です。)

- (5) 「年末調整／一覧入力」画面を [キャンセル] で閉じたときに表示されるメッセージを次のように変更します。



従業員の合計所得金額が確定しないと配偶者控除の正しい金額を算出することができないため、「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面には「控除額」列がありません。控除額は源泉徴収簿の「配偶者（特別）控除」「扶養・基礎・障害者等控除」欄で確認願います。

■源泉徴収簿

【画面】

- 「源泉徴収簿」画面の起動時または [確定] 時、計算結果によって対象の従業員の配偶者区分を変更する必要がある場合は、[年末調整計算]で追加されたメッセージが表示されるよう対応します。
- 「配偶者特別控除」欄を「配偶者（特別）控除」欄に変更し、配偶者控除額または配偶者特別控除額を表示するよう対応します。
- 「配偶者・扶養・基礎控除」欄を「扶養・基礎・障害者等控除」欄に変更し、「基礎控除」「寡婦（夫）控除」「勤労学生控除」「扶養控除」「障害者控除」の合計額が表示されるよう対応します。

【印刷】

- 源泉徴収簿の平成 30 年様式に対応します。
- 「配偶者（特別）控除」「扶養・基礎・障害者等控除」の金額、「源泉控除対象配偶者」欄の有・無の印刷に対応します。（「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄の印刷には対応しません。）
- 「源泉控除対象配偶者」欄

配偶者区分	税表区分	所得	有・無
源泉控除対象	甲欄	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	有
上記以外			無

- * 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

※Ver.18.10 では平成 31 年様式には対応しません。

■給与支払報告書（源泉徴収票）

【画面】

- ・「配偶者」欄の「有無」を「有」に変更し、以下の条件でチェックを付けます。

年調区分	配偶者控除	チェック
する	0円超	有
	上記以外	無

年調区分	配偶者区分	税表区分	所得	チェック
しない	源泉控除対象	甲欄	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	有
			上記以外	無

- * 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・「配偶者」欄の「老人」は対象の配偶者が年齢 70 歳以上の人のとき、以下の条件でチェックを付けます。

年調区分	配偶者控除	チェック
する	0円超	有
	上記以外	無

年調区分	所得	チェック
しない	配偶者の合計所得が 38 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 1,000 万円以下	有
	上記以外	無

- * 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・「配偶者特別控除」欄を「配偶者(特別)控除」欄に変更し、配偶者控除額または配偶者特別控除額を表示するよう対応します。

・摘要欄

- ・配偶者特別控除対象の配偶者名等の表示を削除します。（配偶者特別控除対象の配偶者は「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄に印刷されます。）
- ・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨（同配）を付記し、非居住者である場合にはその旨（非居住者）も付記します。
同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）は次のように判定します。

配偶者区分	配偶者控除	所得
源泉控除対象外	0円	配偶者の合計所得が 38 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円超

- * 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・「配偶者合計所得」欄は次の条件で「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」表示します。

年調区分	控除	配偶者の合計所得
する	配偶者控除が 0 円超または配偶者特別控除が 0 円超	表示する
	上記以外	表示しない

年調区分	配偶者区分	所得	配偶者の合計所得
しない	源泉控除対象	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	表示する
		上記以外	表示しない

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

【印刷】

- ・給与支払報告書（源泉徴収票）の新様式に対応します。
- ・「(源泉)控除対象配偶者の有無等 有/従有/老人」「配偶者(特別)控除の額」「摘要」「(源泉・特別)控除対象配偶者」「配偶者の合計所得」の印刷に対応します。
- ・「(源泉)控除対象配偶者の有無等」の「従有」欄は、以下の条件で○を印字します。

配偶者区分	税表区分	所得	○印字
源泉控除対象	甲欄以外	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	○
		上記以外	無

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄は次の条件で印刷します。

年調区分	控除	印刷
する	配偶者控除が 0 円超または配偶者特別控除が 0 円超	印刷する
	上記以外	印刷しない

年調区分	配偶者区分	所得	印刷
しない	源泉控除対象	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	印刷する
		上記以外	印刷しない

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

■年末調整一覧表・通知書

「源泉徴収簿」画面、「給与支払報告書（源泉徴収票）」画面で対応された項目の表示に対応します。

■ (所) 給与所得者の源泉徴収票／退職者用 (給与応援 R4 Lite 除く)

【画面】

- ・「配偶者」欄の「有無」を「有」に変更し、以下の条件でチェックを付けます。

配偶者区分	税表区分	所得	チェック
源泉控除対象	甲欄	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	有
上記以外			無

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・「配偶者」欄の「老人」は対象の配偶者が年齢 70 歳以上の人のとき、以下の条件でチェックを付けます。

所得	チェック
配偶者の合計所得が 38 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 1,000 万円以下	有
上記以外	無

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・「配偶者特別控除」欄を「配偶者(特別)控除」欄に変更します。
- ・摘要欄は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨(同配)を付記し、非居住者である場合にはその旨(非居住者)も付記するよう対応します。
- ・「配偶者合計所得」欄は次の条件で「年末調整／一覧入力」画面の「配偶者の合計所得」表示します。

配偶者区分	所得	配偶者の合計所得
源泉控除対象	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	表示する
上記以外		表示しない

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

【印刷】

- ・源泉徴収票の新様式に対応します。
- ・「(源泉) 控除対象配偶者の有無等 有／従有／老人」「摘要」「(源泉・特別) 控除対象配偶者」「配偶者の合計所得」の印刷に対応します。
- ・「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」の「従有」欄は、以下の条件で○を印字します。

配偶者区分	税表区分	所得	○印字
源泉控除対象	甲欄以外	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	○
上記以外			無

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)～(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

- ・ 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄は次の条件で印刷します。

配偶者区分	所得	印刷
源泉控除対象	配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員(給与所得者)の合計所得金額(*)が 900 万円以下	印刷する
	上記以外	印刷しない

* 「配偶者控除等申告書の設定」画面のあなたの合計所得金額の「(1)~(7)の合計額・本年中の合計所得金額の見積額」で判定

3-3. その他システムの変更点

その他システムの変更点は以下の通りです。

機能	対応	給	L	法
会社選択	ネットワーク版をご利用の環境で、接続先「スタンドアローン」に持出中の会社データをネットワーク環境で起動すると「選択されたデータは、スタンドアローン環境に持ち出されています。」が表示され、会社選択ができませんでしたが、読み取り専用で起動ができるよう対応します。	○	—	○
業務メニュー	[入退社] タブの [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄内) (105)] [(健・厚) 所在地等変更届 (管轄外) (110)] を [(健・厚) 所在地等変更届] に統一します。	○	—	—
汎用データ	[Excel出力・受入] にフリーデザイン管理表のEXCEL出力、EXCEL受入機能を追加します。フリーデザイン管理表の管理表タイプのうち、任意に作成した管理表のみ表示されます。標準の管理表(管理コード「100001」～「100011」)は出力されません。	○	○	—
賃金台帳	賃金台帳(固定型)の印刷に「罫線あり」のチェック項目を追加します。チェックを付けると項目ごとに横罫線が印字されます。	○	○	—
支給控除一覧表	支給控除一覧表画面の《合計》欄に処理人数を表示するよう対応します。	○	○	—
フリーデザイン管理表	管理タイプ「支給控除A」と「支給控除B」の《小計》《中計》《大計》《合計》《分類計》の後ろに処理人数を表示するよう対応します。	○	○	—
楽しい給与	アップロード画面の「ユーザー名」を「ユーザID」に変更します。	○	—	○

以下の障害に対応します。

機能	対応	給	L	法
会社コピー	給与応援 R4 Lite 以外の給与システムで会計事務所名を設定したデータをバックアップ後、給与応援 R4 Lite にリストアしたデータを元に会社コピーをするとエラーが発生する問題に対応します。	—	○	—
年末調整／一覧入力	「保険料控除等申告書の設定」画面で「保険会社等の名称」欄等に入力した文字数によっては、次回画面起動時表示が不正になる問題に対応します。	○	○	○
年末調整／一覧入力	「保険料控除等申告書の設定」画面を[確定]後、「年末調整／一覧入力」画面を[キャンセル]で閉じて、源泉徴収簿や給与支払報告書(源泉徴収票)の年調計算欄が「済」から「済(変)」に変更されない問題に対応します。	○	○	○
年末調整一覧表／通知書	年末調整計算を行い、源泉徴収簿で全ての従業員の年調計算欄が「済」となっているにもかかわらず、年末調整一覧表を印刷(プレビュー)しようとする時「印刷範囲に「(変)」の従業員が含まれています・・・」のメッセージが表示されてしまう場合があるという問題に対応します。	○	○	○

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

○：変更対象 / —：変更対象外

以上